

先取り承認取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、先取りの承認について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第38条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号。以下「規則」という。）第36条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において先取りとは、市場の卸売業者がその取扱物品を販売開始時刻前に卸売する場合（仲卸業者及び買受人以外の者への卸売及び予約相対取引を除く。）をいう。

(承認基準)

第3条 市長は、先取りが市場における需要の安定及び適正な価格形成に支障をきたすことなく、かつ卸売の相手方が市場の仲卸業者及び買受人で、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承認することができる。

- (1) 学校給食及び病院給食への納入で、時間的な制限により通常の販売開始時刻前に卸売をする必要がある場合
- (2) 災害の発生その他市長が特に必要と認める場合

(数量)

第4条 先取りにより卸売をすることができる数量は、当日上場する品目、等級、階級及び同一出荷者別数量ごとの30%以内、地場物については20%以内とする。ただし、市長が同一物品が著しく増加したと認める場合は、この限りでない。

(卸売価格)

第5条 先取りにより卸売をした価格は、同一品目及び同一規格の当日におけるせり価格の最高価格又はこれを基準とした価格とする。

(先取り時間)

第6条 先取り時間は、原則として市場の開場時刻から販売開始時刻の30分前までとする。

(販売原票への表示)

第7条 卸売業者は、先取りによる卸売をしたときは、販売原票（規則第44号様式）に[○]先[○]の表示をしなければならない。

(報告)

第8条 卸売業者は、毎月10日までに、先月中に行った先取りによる卸売の状況について、先取り報告書(別紙様式)により、市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第64条第1項の知事の承認のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

